

就学援助費・就学奨励費に該当しない方も対象となる場合があります

通学費補助金のご案内(入学後に手続き)

町田市立小・中学校へ通学する際、遠距離のため公共交通機関を利用している児童・生徒の保護者の方に、予算の範囲内で通学定期代金の一部を補助する制度です。所得による制限はありません。就学援助費・就学奨励費制度に該当しない方でも申請できます。

申請方法など詳細は、入学後に対象校の児童・生徒の保護者の皆様へお知らせいたします。

1. 対象となる方 (以下の(1)～(5)すべてに該当する方)

- (1) 町田市立小・中学校に在籍していること。
- (2) 通学距離が、おおむね小学校で1.5 km以上、中学校で2.0 km以上あること。
- (3) 区域外就学者、指定校変更者(特認地区を除く) (※)、通学区域緩和制度利用者でないこと。
※学校統合・建替え等の影響により通学費の支給対象になる場合、該当者に別途通知いたします。
- (4) 公共の交通機関での通学を学校長が認めていること。
- (5) 定期券を購入していること。(神奈中バスの金額式IC定期券および小田急バスのIC全線定期券も対象です。ICカードのデポジットは支給対象外です。)

2. 支給金額、支給時期

○支給金額

通学定期代金の3分の2の額を保護者名義の銀行口座へ支給

○支給時期(予定)

申請期限までに申請した場合、定期有効期間が

7月末日までの定期・・・9月 12月末日までの定期・・・1月 3月末日までの定期・・・4月

3. 申請方法

申請方法、申請期限等詳細は入学後の4月に対象校の保護者の皆様へお知らせいたします。

※申請の際、定期券購入期間の確認のための資料(定期券内容控等)が必要です。

4. まちだ子育てサイトのご紹介・本制度の問い合わせ先



まちだ子育てサイト(教育のための経済的支援について)へのリンクはこちら。
就学援助費・就学奨励費や通学費補助金について掲載しています。

【制度についての問い合わせ先】

町田市森野2丁目2番22号 町田市役所10階 町田市教育委員会学務課 就学援助・通学費補助金担当
TEL: 042-724-2176 FAX: 050-3161-7996